

能代港産業廃棄物最終処分場

埋立終了から廃止までの維持管理計画書

2026 年 6 月

目 次

1. 維持管理計画の策定	1
2. 適用範囲	1
3. 技術管理者の選任及び義務	2
4. 廃棄物の受け入れ記録の保存	2
5. 維持・管理計画	4
6. 水質汚濁の防止に関する事項（放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために 達成することとした数値及び水質の測定頻度に関する事項）.....	15
7. 廃止に向けたモニタリングに関する事項.....	20
8. 発生ガス及び悪臭の防止に関する事項	22
9. その他環境保全に関する事項	22
10. 作業安全管理	22
11. 事故の防止	22
12. 火災発生の防止に関する事項	22
13. 閉鎖時の措置に関する記録	22
14. 埋立処分場跡地の管理	22

1. 維持管理計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）（昭 45 年 法律 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 4 項による最終処分場の届出のうち、法律施行規則第 12 条の 11 第 2 項において準用する第 5 条の 5 第 2 項に定める「埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類」として策定したものである。

この計画は、能代港産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の管理について関係法令に基づき、必要な事項を定め、もって環境保全に資することを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 能代市河戸川字西山下地先海面に設置されている処分場の維持管理について、処分場からの処理水排水口位置の変更後に適用する。

(2) 処分場における埋立地、中和処理設備の維持管理。

(3) 処分場主要施設

1) 埋立容量	4, 5 9 2, 0 0 0 m ³ (石炭灰：4, 2 1 1, 0 0 0 m ³ , 覆土：3 8 1, 0 0 0 m ³)
2) 貯留構造物	外周護岸 延長 2, 3 4 4. 0 m
3) 遮水工	遮水鋼矢板 延長 1. 4 6 9. 0 m 遮水シート 面積 4 9 5, 0 2 5 m ²
4) 排出水中和処理設備	処理能力 2, 5 0 0 m ³ /日
5) 雨水及び地下水排水施設	開渠 高さ 9 0 0 ~ 1, 8 0 0 mm 幅 1, 1 0 0 mm 延長 6 0 0. 0 m 暗渠 口径 6 0 0 mm 延長 6 0 0. 0 m
6) モニタリング設備	地下水観測井
7) その他	管理用道路 幅 1 5. 0 m 延長 8 5 0. 0 m フェンス 高さ 3. 0 m 延長 6 2 0. 0 m 立札

3. 技術管理者の選任及び義務

廃掃法第 21 条に基づいて、廃棄物の適正処理を行うために十分な知識・経験を有する者を技術管理者として選任する。

なお、維持管理に関する基本的考え方は以下の通りとする。

- (1) 処分場の維持管理は、秋田県及び東北電力㈱の双方にて実施する。
- (2) 処分場廃止までの余水（保有水）のモニタリング、水位管理、中和処理、放流は、東北電力㈱が実施する。
- (3) 廃止の判断及び廃止確認申請は、秋田県が実施する。
- (4) 維持管理に関する業務分担の考え方は、原則として、中和処理設備及びその周辺は東北電力、それ以外の広域は秋田県とし、表 3.1 に担当内容を示す。
 - ①秋田県は、処分場の所有者として、処分場の総括的な管理監督および公有水面埋立権者として以下の業務を分担する。
 - (a) 処分場周辺の地下水および周辺海域の水質管理
 - (b) 外周護岸の定期点検および異常気象後の臨時点検
 - (c) 外周護岸および中和処理設備の計画的な修繕ならびに改良工事
 - (d) 外周護岸が被災を受けた場合の災害復旧工事
 - (e) 遮水工、陸域水路、周囲柵等の日常的な修繕および改良工事
 - ②東北電力㈱は、廃棄物埋立事業者として余水（保有水）の維持管理責任（埋立終了から廃止まで）を負う。
 - ③東北電力㈱は、秋田県が実施する処分場に係わる計画的な改良工事および災害等に伴う復旧工事を除く「中和処理設備、立札等」の日常的な修繕および改良工事を実施する。

4. 廃棄物の受け入れ記録の保存

廃棄物の受入れ時の記録（年月日、事業者名、廃棄物の種類、量等）について、当該処分場廃止まで保存する。

表 3.1 業務分担の考え方
(埋立終了から廃止まで)

【基本条件：原則として、中和処理設備及びその周辺は東北電力、それ以外の広域は秋田県が維持管理】

必要業務内容		担当	
		秋田県	東北電力
1	処分場内（導水路、余水吐水槽）の水位の管理（放流水量の調節）		○
2	処分場施設の点検（導水路、余水吐水槽、中和処理設備）		○
3	処分場施設の点検（上記2項以外）	○	○
4	処分場の日常的な修繕	○	○
5	処分場の保安防災対策	○	○
6	石炭灰等の飛散・流出防止措置（中和処理設備及びその周辺）		○
7	石炭灰等の飛散・流出防止措置（上記6項以外）	○	○
8	処分場内の表面排水工（開渠）の機能維持	○	
9	遮水工等の日常点検	○	○
10	護岸の定期点検	○	
11	護岸の計画的な修繕工事	○	
12	処分場周囲柵の機能維持のための補修	○	
13	中和処理設備周囲柵の機能維持のための補修		○
14	処分場周辺部の開渠（地表水の流入防止用）等の機能維持	○	○
15	余水吐および中和処理設備の運転管理及び機能維持のための補修		○
16	放流水の水質管理・監視		○
17	余水の水質監視		○
18	処分場周辺の地下水および周辺海域の水質監視	○	○
19	中和処理設備の点検・水質検査等の記録の保存		○
20	地震・台風等異常時の点検	○	○
21	災害復旧（別途協議する）	○	○
22	処分場定期検査（申請者は秋田県）	○	○
23	廃止確認申請（申請者は秋田県）	○	○
24	土地の形質変更届出（廃止技術基準適合確認後）	○	
25	余水自然放流対応	○	
26	中和処理設備他埋立（処分場全域平坦化）工事	○	○
27	公有水面埋立法に基づく竣功対応	○	

5. 維持・管理計画

(1) 記録及び保全

- 1) 施設の維持管理に関する点検、検査等の記録を作成する。
- 2) 埋立地の状況を 6 ヶ月に 1 回以上、同一の位置から写真撮影し、現状を把握する。
- 3) 処分事項を記録する帳簿、作業日誌は、廃止までの期間、保存する。
- 4) 1) 及び 2) に規定する記録等並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 5 及び規則第 10 条の 8 に規定する帳簿については、年度毎にとりまとめ、当該処分場廃止まで保存する。
- 5) 交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）は当該廃棄物の埋立終了後 5 年間保存する。
- 6) 1) から 4) までに記載する記録等は、求めがあった場合には速やかに提示できるよう、管理事務所等に備える。

(2) 施設の維持管理

- 1) 処分場に関する管理体制（通常体制、緊急時連絡体制）は、図 5.1～図 5.3 に示すとおりとする。
- 2) 夜間、休祭日の管理方法
夜間（作業管理時間以外）、休祭日においては処分場の入口、門を施錠し、みだりに人が立ち入らないよう管理する。
- 3) 最終処分場の既存陸側には、関係者以外の立ち入りを禁止するために防止柵を設置しており、これを管理する。
立入防止柵及び最終処分場を示す掲示板の設置位置並びに構造諸元について、図 5.4 に概略を示す。
- 4) 各設備を定期的に点検し、機能の維持及び環境汚染の防止に努める。
- 5) 当該施設を毎作業日に巡視し、異常の有無を作業日誌に記録する。また、異常を発見した場合には速やかに技術管理者に報告する。
- 6) 地震、台風、豪雨、激浪、等の異常事態後には、異常の有無を確認する。また、必要に応じて処分場周囲の海水を採取し水質の分析を行い、その結果を記録する。

(3) 定期検査の受検

廃掃法第 15 条の 2 の 2 の規定に基づいて行われる検査については、定期的に受検する。

(4) 維持管理状況に関する情報の公表

廃掃法第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づく維持管理状況の情報公表については、インターネットを使用して行うこととする。

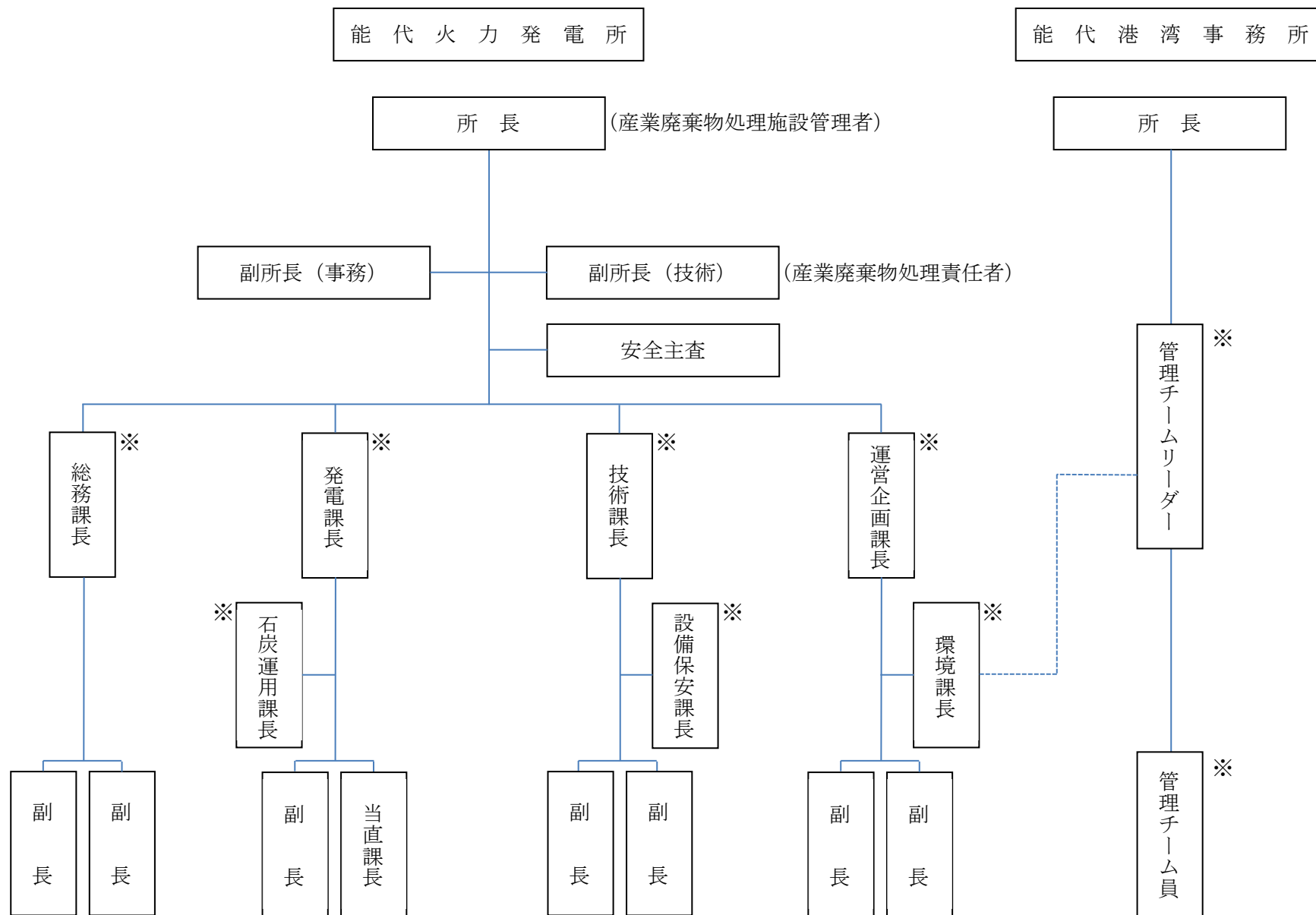


図 5.1 通常時連絡体制

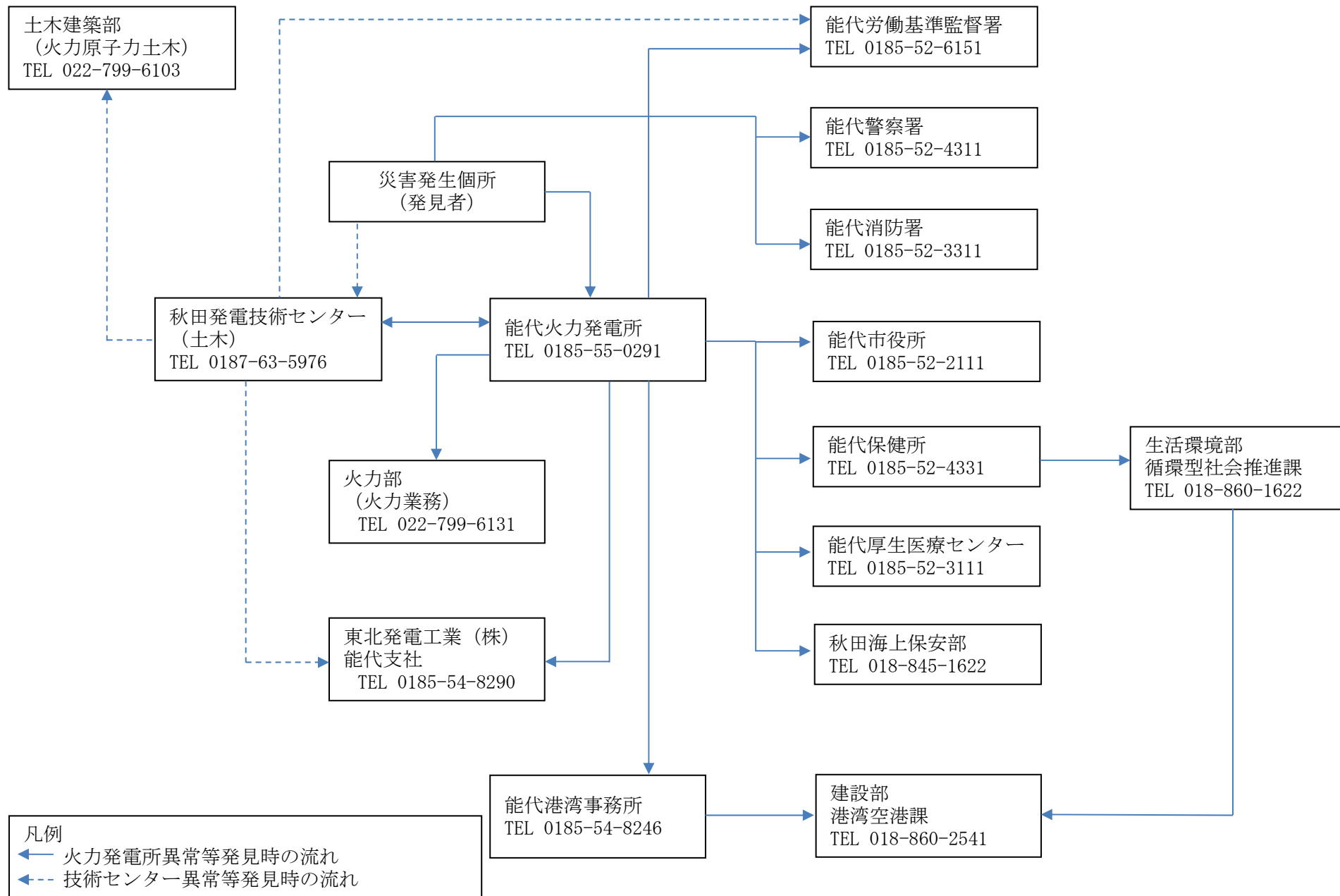


図 5.2 緊急時連絡体制（天災時等）

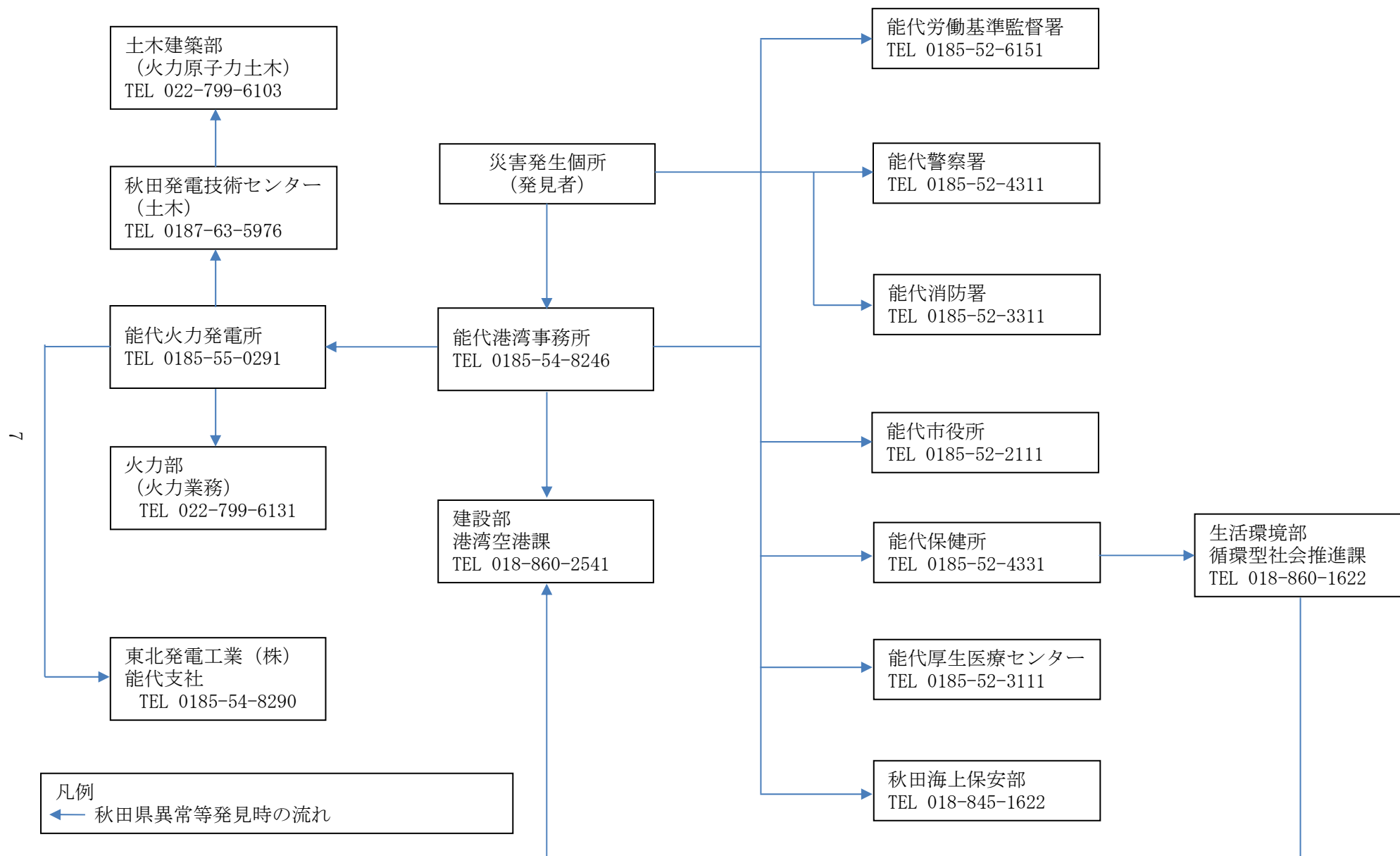


図 5.2 緊急時連絡体制（天災時等）

図 5.3 緊急時連絡体制（災害時）

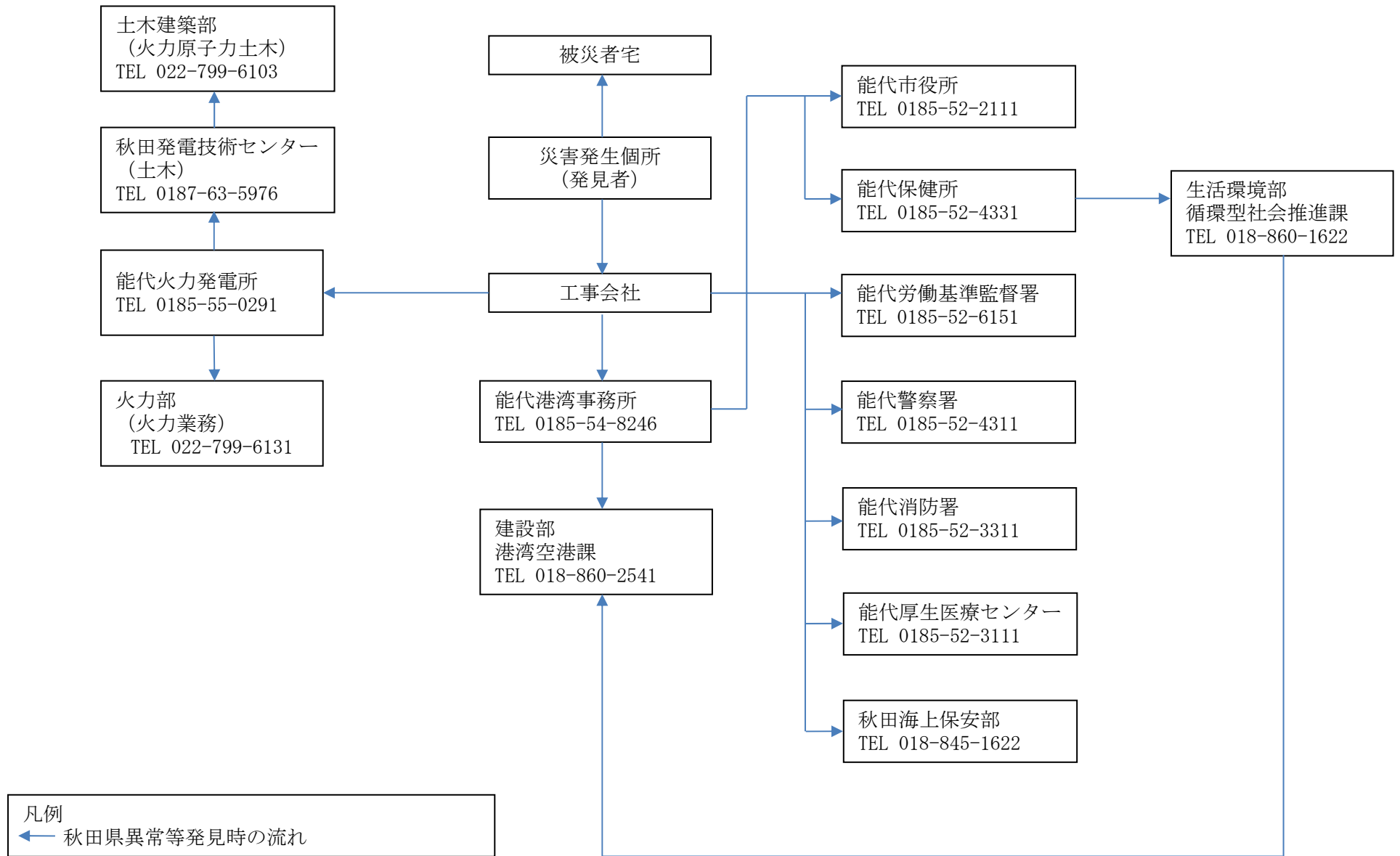
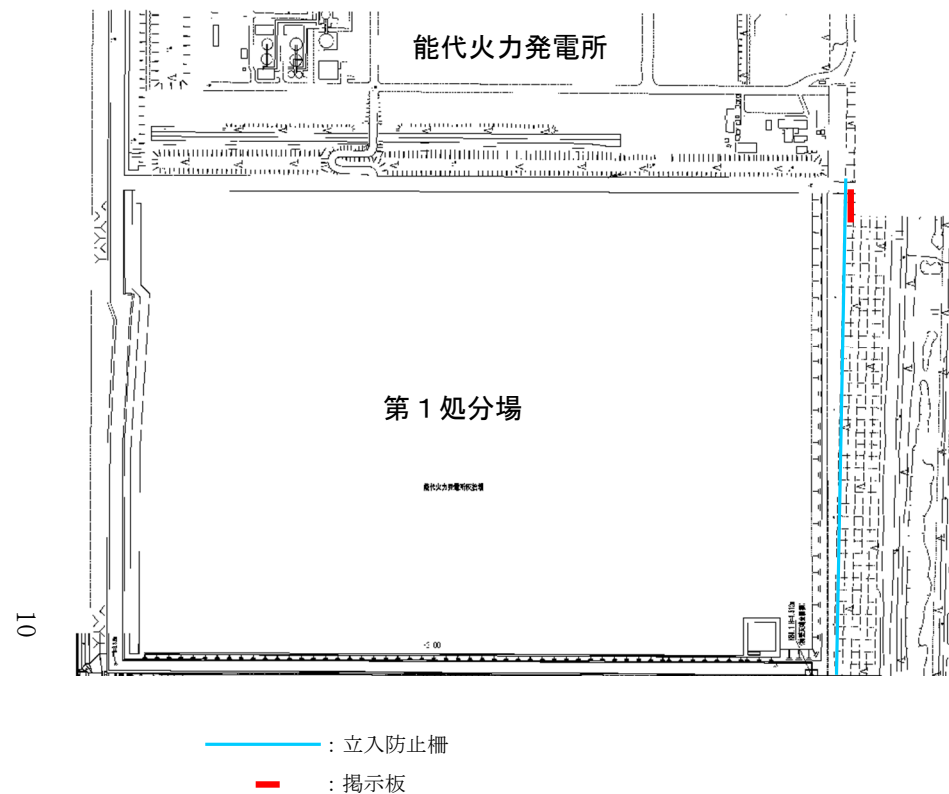


図 5.3 緊急時連絡体制（災害時）



立入防止柵



揭示板

産業廃棄物の最終処分場			
産業廃棄物処理業者氏名	許可番号 東北電力株式会社		
産業廃棄物の種類	燃え殻及びばいじん(石炭灰)		
埋立処分の期間	平成 5年 8月 ~ 令和 8年 2月		
管 理 者 名	東北電力㈱ 能代火力発電所 所長	連絡先	
50cm 50cm 25cm 75cm 200cm			
25cm 25cm 25cm 25cm 25cm 125cm			

図 5.4 立入防止柵の設置位置図

(5) 中和処理設備

余水（保有水）は、場内に設置する中和処理設備で水質が排出基準を満足していることを確認した後に排水する。

水質排出基準は次の通りとする。

- ・ PH 5.0～9.0
- ・ SS 20mg/ℓ以下
- ・ その他有害物質（表 6.1.1 参照）排出基準以下

また、この中和処理設備の維持管理は次により行う。

- 1) 専門の運転管理員が排水基準等に適合するように維持管理を行う。
- 2) 導水路、余水吐水槽および中和処理設備の機器、装置については、日常点検を行い、異常が認められた場合には、必要な措置を講じる。
- 3) 放流水の水質検査を行う。

(6) 遮水工

廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工は、側面遮水工の鋼矢板と地盤面上に設置する底面遮水工からなり、側面遮水工については、水面上の鋼矢板側面の視認を行う。そして、異常が認められた場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。

(7) 雨水排水水路

埋立地周囲の地表水が埋立地へ流入するのを防止するため、埋立護岸背後の側溝、中和処理設備用地内に設置する側溝等に堆積した土砂等については速やかに除去する。

(8) 地下水集排水施設

陸側からの地下水の流入を防止するため、陸側に設置された雨水排水水路下に、地下水集排水管を設置し、南側海域へ排水する。

(9) 表示等

- 1) 処分場の出入り口には、次のとおり「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年 総理府・厚生省令第1号)に定められた様式の掲示板を設置する。

産業廃棄物の最終処分場			
産業廃棄物処理業者氏名	許可番号 東北電力株式会社		
産業廃棄物の種類	燃え殻及びばいじん(石炭灰)		
埋立処分の期間	平成5年8月～令和8年2月←		
管 理 者 名	東北電力(株) 能代火力発電所 所長	連絡先	

縦方向の寸法: 25cm, 25cm, 25cm, 25cm, 25cm (合計125cm)
横方向の寸法: 50cm, 50cm, 25cm, 75cm (合計200cm)

図 6.6 掲示板様式

- 2) 掲示板その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換える等の必要な措置を講じる。
- 3) 掲示板その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。

(10) 処分地を表示する区域杭

処分地を表示する区域杭を設置し、常に区域が明確になるよう管理する。

(11) 門扉等

- 1) 作業終了時及び作業員が不在のとき、みだりに人が最終処分場に立ち入れないようにする。
- 2) 門扉が破損した場合、直ちに修復する。

(12) 事故の防止

- 1) 事故の発生を防止するため巡回監視および点検を実施する。
- 2) 産業廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれのある場合には、速やかに必要な措置を講じる等、事故の未然防止を図る。

(13) 定期的な巡視点検

施設および外周護岸の外部点検を1回/月実施するとともに、必要により大雨等の直後にも、臨時点検を行い、様式を定め所内報告するものとする。

令和 年 月 日

処分場パトロール報告書

パトロール年月日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
パトロール者氏名	
摘 要	
.....	
.....	
.....	

✓異常なし

×異常あり

点 検 箇 所	点 検 項 目	結 果	場 所	指 摘 内 容	処 置
表 示 札 入口ゲート	破損・汚れ				
	そ の 他				
フ ェ ン ス	破 損				
	そ の 他				
灰 埋 立	埋立状況				
	覆土状況				
	そ の 他				
外 周 護 岸 遮水鋼矢板	破 損				
	浮灰状況				
	そ の 他				
余 水 吐	浮灰状況				
	そ の 他				
中和処理設備	装置状況				
	防凍対策状況				
	そ の 他				
放流水水質	水質状況				
	そ の 他				
陸域排水工 (開渠・暗渠) マンホール	設備状況				
	そ の 他				
そ の 他					

(14) 飛散及び流出の防止

産業廃棄物が、風雨等により処分場の外に飛散又は流出しないよう覆土及び植生の状況を確認し、必要な措置を講じる。

(15) 騒音、振動及び粉じん防止

重機等の作業機械により周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講じる。

(16) その他

処分場の維持管理については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項の維持管理の技術上の基準、および第2条第3項の廃止の技術上の基準の規定に基づくものとする。

6. 水質汚濁の防止に関する事項（放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値及び水質の測定頻度に関する事項）

（基準省令第2条第2項維持管理の技術上の基準による事項）

(1) 放流水および海水等の水質検査

1) 放流水の水質検査

放流水の水質検査は、表 6.1.1 の項目について、生活環境項目については1回／月、有害物質については1回／年実施し、環境省令に基づく排水基準を遵守する。

2) 処分場周辺海域の水質調査

処分場周辺海域で、表 6.1.2 の項目について、2回／年水質検査を実施する。

①海水の水質検査は、定期的に2箇所以上で行う。（図 6.1.1 モニタリング位置図参照）

海水の水質検査で異常が生じた場合には、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

②廃棄物の余水の埋立地からの浸出を防止するための鉛直遮水工は、月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じる。

3) 地下水の水質検査

地下水の水質検査は表 6.1.3 の項目について6月に1回以上実施する。

4) 記録および保存

処分場の機能維持のため実施した点検、検査その他の措置の記録および産業廃棄物の搬入物、搬入量、放流水の水質検査等について、その結果を記録し当該処分場廃止まで保存する。

表 6.1.1 水質検査項目と基準(放流水)

	項 目	単位	基準値	備考
1	水素イオン濃度 (pH)		5.0～9.0	海域に排出されるもの
2	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90 以下	
3	浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下	目標値 : 20 以下※2
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 以下 30 以下	鉱油類含有量 動植物油脂類含有量
5	フェノール類含有量	mg/L	5 以下	
6	銅含有量	mg/L	3 以下	
7	亜鉛含有量	mg/L	2 以下	
8	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	
9	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	
10	クロム含有量	mg/L	2 以下	
11	大腸菌数	CFU/mL	800 以下	
12	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	
13	シアン化合物	mg/L	1 以下	
14	有機リン化合物	mg/L	1 以下	
15	六価クロム化合物	mg/L	0.2 以下	
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	
17	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	
18	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
19	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
20	P C B	mg/L	0.003 以下	
21	トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
22	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
23	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
24	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	
25	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	
26	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	
27	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	
28	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	
29	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	
30	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	
31	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	
32	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	
33	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	
34	チウラム	mg/L	0.06 以下	
35	シマジン	mg/L	0.03 以下	
36	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	
37	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	アンモニア性窒素に0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200 以下	
38	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	海域は適用しない
39	ほう素及びその化合物	mg/L	230 以下	海域に排出されるもの
40	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）に規定された基準値。

※2 浮遊物質 (SS) は、自主的に設定した目標値である 20mg/L を基準値として採用。

表 6.1.2 水質検査項目と基準(周辺海域)

		項 目	単位	基準値	備考
1	生活環境項目	溶存酸素量	mg/L	7.5 以上	
2		水素イオン濃度 (pH)	—	7.8~8.3	
3		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2 以下	
4		浮遊物質 (SS)	mg/L	—	
5		ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	検出されないこと	
6		フェノール	mg/L	—	
7		銅	mg/L	—	
8		全亜鉛	mg/L	—	
9		溶解性鉄	mg/L	—	
10		溶解性マンガン	mg/L	—	
11	健康項目	クロム	mg/L	—	
12		大腸菌数	CFU/100mL	20 以下	
13		全窒素	mg/L	—	
14		全リン	mg/L	—	
15		カドミウム	mg/L	0.003 以下	
16		全シアン	mg/L	検出されないこと	
17		六価クロム	mg/L	0.02 以下	
18		総水銀	mg/L	0.0005 以下	
19		アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
20		鉛	mg/L	0.01 以下	
21		砒素	mg/L	0.01 以下	
22		P C B	mg/L	検出されないこと	
23		トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	
24		テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	
25		セレン	mg/L	0.01 以下	
26		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	
27		四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	
28		ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	
29		1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	
30		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
31		1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	
32		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	
33		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	
34		1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	
35		ベンゼン	mg/L	0.01 以下	
36		チウラム	mg/L	0.006 以下	
37		シマジン	mg/L	0.003 以下	
38		チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	
39		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	
40		ふっ素	mg/L	—	海域では適用しない
41		ほう素	mg/L	—	海域では適用しない
42		クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002 以下	
43	その他の項目	水色	—	—	
44		水深	m	—	
45		透明度	m	—	
46		水温	℃	—	
47		塩分	‰	—	
48		濁度	度	—	

※1 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に規定された基準値。

表 6.1.3 水質検査項目と基準(地下水)

	項 目	単位	基準値	備考
1	カドミウム	mg/L	0.003 以下	
2	全シアン	mg/L	検出されないこと	
3	六価クロム	mg/L	0.02 以下	
4	総水銀	mg/L	0.0005 以下	
5	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
6	鉛	mg/L	0.01 以下	
7	砒素	mg/L	0.01 以下	
8	P C B	mg/L	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	
11	セレン	mg/L	0.01 以下	
12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	
13	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	
14	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
17	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	
20	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	
21	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	
22	チウラム	mg/L	0.006 以下	
23	シマジン	mg/L	0.003 以下	
24	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	
26	ふっ素	mg/L	0.8 以下	
27	ほう素	mg/L	1 以下	
28	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002 以下	

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に規定された基準値。

水質監視基準点	A1～A5
水質監視補助点	C1、D1～D3
バックグラウンド	B1～B2
灰捨て場内監視点	E1
地下水監視点	F1

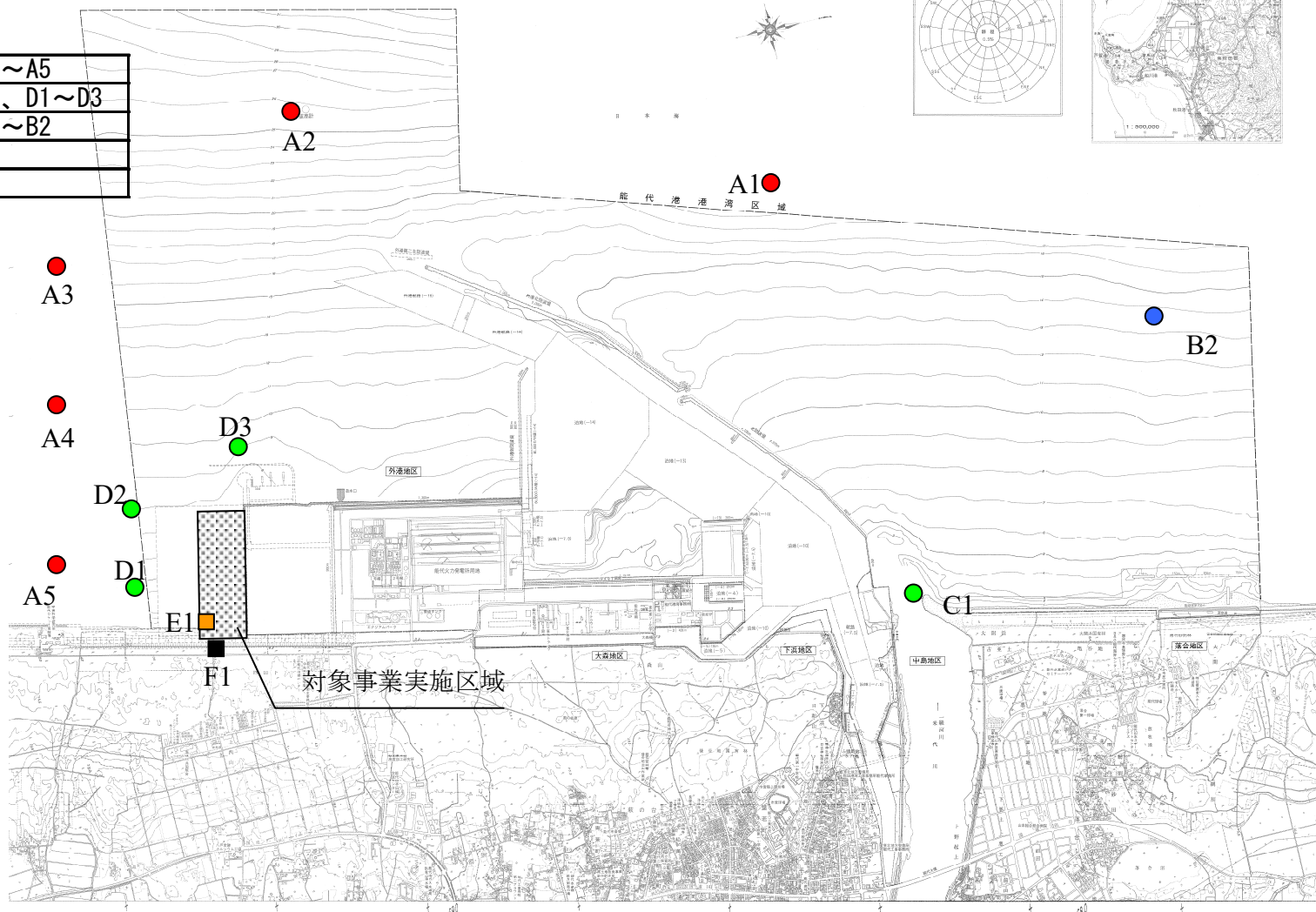


図 6.1.1 モニタリング位置図

7. 廃止に向けたモニタリングに関する事項

(基準省令第2条第3項廃止の技術上の基準による事項)

(1) 保有水および地下水等の水質検査

1) 地下水の水質検査

地下水の水質検査は、表 6.1.3 の項目について 6 月に 1 回以上実施する。

2) 保有水の水質検査

保有水の水質検査は、表 7.1.1 の項目のうち 1～3 について 3 月に 1 回以上実施し、表 7.1.1 の項目のうち 4～40 について 6 月に 1 回以上実施し、排水基準等に適合していることを確認する。2 年間以上にわたり排水基準等に適合することが廃止基準で求められている。

保有水の採取地点は図 7.1.1 採取位置図による。

3) 記録および保存

当該処分場廃止まで保存する。

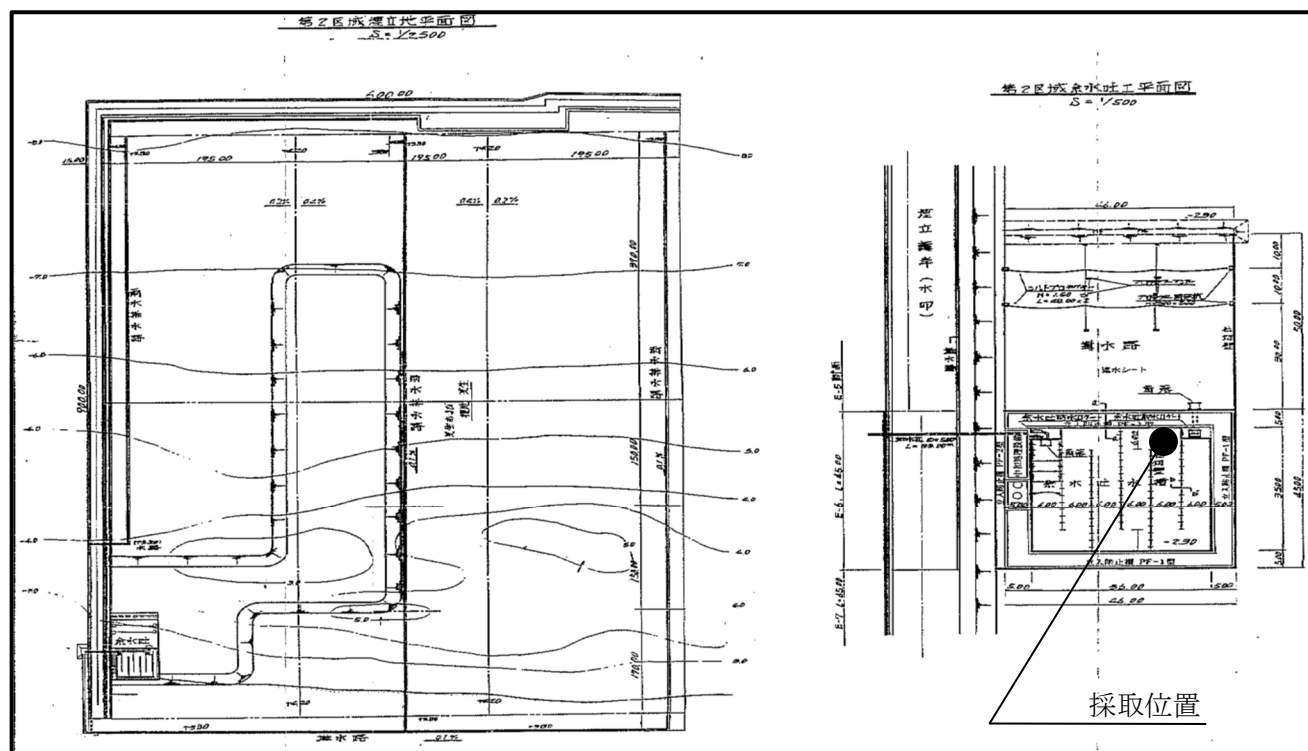


図 7.1.1 採取位置図

(2) ガスの発生の有無および地中温度の異常の有無

- 1) モニタリング項目のうち、ガスの発生の有無については、埋立処分された産業廃棄物が無機物（燃え殻、ばいじん）でありガスが発生しないことから、対象外とする。
- 2) モニタリング項目のうち、地中温度の異常の有無については、埋立処分された産業廃棄物が無機物（燃え殻、ばいじん）であり腐敗による温度上昇が発生しないことから、対象外とする。

表 7.1.1 水質検査項目と基準(保有水)

		項 目	単位	基準値	備考
1	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		5.0～9.0	海域に排出されるもの
2		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90 以下	
3		浮遊物質量 (SS)	mg/L	60 以下	目標値 : 20 以下※ ²
4		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 以下 30 以下	鉱油類含有量 動植物油脂類含有量
5		フェノール類含有量	mg/L	5 以下	
6		銅含有量	mg/L	3 以下	
7		亜鉛含有量	mg/L	2 以下	
8		溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	
9		溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	
10		クロム含有量	mg/L	2 以下	
11		大腸菌数	CFU/mL	800 以下	
12	有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	
13		シアン化合物	mg/L	1 以下	
14		有機リン化合物	mg/L	1 以下	
15		六価クロム化合物	mg/L	0.2 以下	
16		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	
17		アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	
18		鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
19		砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
20		P C B	mg/L	0.003 以下	
21		トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
22		テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
23		セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	
24		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	
25		四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	
26		ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	
27		1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	
28		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	
29		シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	
30		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	
31		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	
32		1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	
33		ベンゼン	mg/L	0.1 以下	
34		チウラム	mg/L	0.06 以下	
35		シマジン	mg/L	0.03 以下	
36		チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	
37		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200 以下	
38		ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	海域は適用しない
39		ほう素及びその化合物	mg/L	230 以下	海域に排出されるもの

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）。

※2 浮遊物質量（SS）は、自主的に設定した目標値である20mg/Lを基準値として採用。

8. 発生ガス及び悪臭の防止に関する事項

受入れた廃棄物は、石炭灰であり悪臭を発生するものではない。

しかし、万一悪臭が発生した場合には薬剤の散布を行うこととする。

9. その他環境保全に関する事項

(1) 衛生害虫等の発生防止

処分場は海面埋立てであるとともに、受入れた廃棄物は腐敗物となるものではないことから、ねずみ等の生息環境には無い。

しかし、万一害虫等が発生した場合は、薬剤の散布を行うこととする。

(2) 騒音、振動及び粉じんの防止

重機等の作業機械により発生する騒音等が周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

10. 作業安全管理

(1) 処分場内では、作業の安全に配慮し、車両の誘導や指示を的確に行う。

(2) 作業従事者に対して、必要に応じて作業の安全に関する教育を行う。

11. 事故の防止

(1) 事故の発生を防止するため、巡回監視及び点検を実施する。

(2) 異常気象時における事故の発生を防止するため、外周護岸の定期点検および異常気象後に施設内を巡回するとともに、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

12. 火災発生の防止に関する事項

(1) 消火器を備え消火措置を行えるようにする。

13. 閉鎖時の措置に関する記録

(1) 措置については、写真又は書類で記録し、処分場廃止まで保存する。

- 1) 護岸等の崩壊防止の措置
- 2) 雨水排水路等の機能
- 3) 浸出水による公共水域、地下水の汚染防止の措置
- 4) 火災発生防止の措置
- 5) 閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制

14. 埋立処分場跡地の管理

埋立処分場跡地については、秋田県が管理し利用する。